

(証券コード 7727)
平成28年6月10日

株 主 各 位

東京都新宿区上落合三丁目10番8号

株式会社 オーバル

代表取締役 谷 本 淳
社 長

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださり、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成28年6月28日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都新宿区上落合三丁目10番8号 当社本社会議室 |
| 3. 目 的 事 項 報 告 事 項 | | 1. 第94期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第94期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）
計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第 4 号 議 案 | | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第 5 号 議 案 | | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定
の件 |
| 第 6 号 議 案 | | 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに添付書類の記載内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oval.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎当社は、株主の皆様へ提供すべき書類のうち、法令および定款第15条の規定に基づき「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oval.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が、監査報告および会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載のもののほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表および個別注記表も含まれております。
- ◎定時株主総会当日は、節電のため空調温度を高め設定して実施いたします。そのため、当日は役員含め全従業員はクールビズ（ノーネクタイ）にてご対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
- ◎定時株主総会当日のお土産の用意はございませんので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【添付書類】

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では個人消費など内需中心に堅調に推移しましたが、新興国や資源国等の景気の減速や欧州の不安定な情勢等から先行きは不透明な状況となりました。

わが国経済は、円安を背景とした輸出関連企業の収益改善により、緩やかな回復基調で推移したものの、新興国等の成長の減速等から先行き不透明な状況となりました。

このような環境の中で当企業グループは、当連結会計年度を初年度とする3カ年の中期経営計画「ADVANCE 2018」において、「販路(市場)拡大」「販管費率の改善」「システムビジネスの改革」の基本方針を示し、業績の向上による、継続的成長を果たす一方、厳しい経済環境下に左右されにくい経営基盤の構築と、グローバル市場での競争力強化に向けた諸施策を積極的に推進してまいりました。

その結果、当連結会計年度の受注高は前連結会計年度と比べ減少したものの、売上高は前連結会計年度に比べ増加し、業種別、商品別の概況は以下のとおりとなりました。

受注面では、前連結会計年度と比べ電気・輸送機械市場は34.6%増、石油市場は20.4%増、化学市場は3.6%増となりましたが、電力・ガス市場は2.4%減、輸出は大口案件の受注減少により29.2%減となりました。この結果、全体の受注高は12,884百万円（前連結会計年度比1.0%減）となりました。

売上面では、前連結会計年度と比べ石油市場は37.3%増、電力・ガス市場は14.3%増、化学市場は9.9%増、電気・輸送機械市場は0.9%増となりましたが、輸出は大口案件の減少により27.0%減となりました。この結果、全体の売上高は13,089百万円（同1.5%増）となりました。

利益面につきましては、当連結会計年度における営業利益は、640百万円（同78.6%増）となりました。経常利益は、為替差益が生じて、726百万円（同45.7%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、連結子会社による製品回収に関連する費用を特別損失に計上したものの、347百万円（同35.8%増）となりました。

事業部門別の業績は、以下のとおりであります。

(センサ部門)

国内での設備投資は概ね横ばいで推移しており、受注高は7,185百万円（同5.3%減）、売上高は7,280百万円（同1.5%増）となりました。

(システム部門)

受注高は国内案件が中心で、3,192百万円（同9.6%増）となりました。売上高は前連結会計年度に受注した韓国大手プラントメーカー経由ベトナム向けの大口案件および国内案件等の売上があり、3,322百万円（同3.2%増）となりました。

(サービス部門)

顧客からの定期点検などメンテナンス要請はほぼ横ばいで、受注高は2,489百万円（同0.6%減）、売上高は2,469百万円（同0.7%減）となりました。

(その他の部門)

オーバルアシスタンス株式会社における手数料収入・賃貸料収入は、受注高・売上高共に17百万円（同2.8%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、当社岡山営業所の建替えや、横浜事業所における保守や更新投資を中心に558百万円実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達は実施しておりません。

(4) 対処すべき課題

当企業グループは、収益性の向上と安定的な成長が望める企業体質の構築を目指し、中期経営計画「ADVANCE 2018」を掲げ、次の課題に継続的に取り組んでまいります。

(センサビジネス)

・水素社会への取り組み：

燃料電池自動車の普及に伴い、関連のインフラ市場も拡大していきます。当社が開発した水素計測用超高压コリオリ質量流量計の拡販を図ります。

更に、水素の製造工程から払い出しまでの多様なアプリケーションにおいて、当社独自の流量計測技術での参入を図ります。

・販路の拡大：

新たなビジネスパートナーとのアライアンスも視野に入れ、新市場への展開により業績向上を図ります。

(システムビジネス)

・国内システム案件においては、付加価値の高い更新需要の取り込みにより収益性の向上を図ります。

・海外向けシステム案件においては、子会社・ビジネスパートナーとの連携を強化し、競争力の維持に努めてまいります。更に、組織の再編や最適化により収益性の向上を図ります。

(サービスビジネス)

・定期的な顧客訪問による保全計画サポートの更なる充実によって顧客満足度の向上に努めます。

(校正ビジネス)

・計量法校正事業者(JCSS: Japan Calibration Service System)として、唯一気体流量、石油流量、水流量、3種類の登録を有しており、幅広い認証範囲で、あらゆる産業界からのニーズに応えることで、産業界にとどまらず、わが国経済の発展に貢献していきます。

また、来るべき水素社会に対応すべく、水素校正も視野に入れたビジネスを展開してまいります。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますよう切にお願い申し上げます。

(5) 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第91期 平成25年3月期	第92期 平成26年3月期	第93期 平成27年3月期	第94期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
受 注 高(百万円)	11,084	11,662	13,018	12,884
売 上 高(百万円)	11,999	11,416	12,893	13,089
経 常 利 益(百万円)	469	425	498	726
親会社株主に帰属する当期利益(百万円)	226	168	255	347
1株当たり当期純利益金額	10円10銭	7円51銭	11円41銭	15円50銭
総 資 産(百万円)	18,737	19,504	20,935	21,405
純 資 産(百万円)	11,329	11,777	12,911	12,838
1株当たり純資産額	493円42銭	508円28銭	556円53銭	553円84銭

(6) 親会社および重要な子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率(%)	主要な事業内容
オーバルアシスタンス株式会社	30百万円	100.0	保険代理業務 および不動産賃貸業務
株式会社山梨オーバル	80百万円	100.0	計測機器の製造、販売
株式会社宮崎オーバル	60百万円	66.7	計測機器の製造、販売
OVAL ASIA PACIFIC PTE.LTD.	600千シンガポールドル	80.0	計測機器の販売、 システム製造・販売
OVAL TAIWAN CO.,LTD.	5百万ニュー台湾ドル	70.0	計測機器の販売
HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.	20,620千元	100.0	計測機器の製造
HEFEI OVAL INSTRUMENT SALES CO.,LTD.	2,433千元	100.0	計測機器の販売
HEFEI OVAL AUTOMATION CONTROL SYSTEM CO.,LTD.	5,624千元	60.6	計測機器の製造、 システム製造・販売
OVAL ENGINEERING INC.	500百万ウォン	60.0	計測機器の製造・販売
OVAL ENGINEERING SDN. BHD.	400千リンギット	80.0	計測機器の販売

(注) OVAL ENGINEERING SDN. BHD.に対する出資比率は間接所有によるものであります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業	主要製品
センサ部門	工業用計測機器および関連機器の製造・販売
システム部門	計装および制御・管理装置の製造・販売
サービス部門	工業用計測機器および装置に関するメンテナンス業務、 流量計の検定業務
その他の部門	保険代理業務および不動産賃貸業務

(8) 主要な事業所および営業所

① 当社

名称	所在地	名称	所在地
本社	東京都新宿区	中部営業所	愛知県刈谷市
横浜事業所	神奈川県横浜市	大阪営業所	大阪府吹田市
東北営業所	宮城県仙台市	岡山営業所	岡山県倉敷市
神奈川営業所	神奈川県横浜市	九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

名称	所在地	名称	所在地
株式会社山梨オーバル	山梨県甲府市	HEFEI OVAL INSTRUMENT CO.,LTD.	中国安徽省合肥市
株式会社宮崎オーバル	宮崎県都城市	OVAL ASIA PACIFIC PTE.LTD.	シンガポール

(9) 企業集団の従業員の状況

事業の部門の名称	従業員数	前期比
センサ部門	216名	8名増
システム部門	34名	2名減
サービス部門	68名	4名減
その他の部門	39名	2名減
全社(共通)	313名	5名増
合計	670名	5名増

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定の事業の部門に区分できない販売および管理部門に所属している人員数であります。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社みずほ銀行	966
明治安田生命保険相互会社	350
日本生命保険相互会社	350

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,404,207株(自己株式3,775,793株を除く)
- (3) 株主数 5,437名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,900	8.5
東 京 計 器 株 式 会 社	1,309	5.8
轟 産 業 株 式 会 社	1,091	4.9
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	691	3.1
横 河 電 機 株 式 会 社	512	2.3
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	450	2.0
損 害 保 険 ジャパン日本興亜株式会社	422	1.9
加 島 淳 一 郎	355	1.6
公 益 財 団 法 人 井 上 育 英 会	300	1.3
柴 田 武	266	1.2

(注) 持株比率は自己株式(3,775,793株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職
代表取締役社長	谷 本 淳	監査室・経営企画室 担当	—
取締役兼 常務執行役員	奥 野 保	管理部・東日本営業 部・西日本営業部・ 国際営業部・プラント 営業部・サービス 部・システムエンジ ニアリング部担当 中国事業推進室長	—
取締役兼 執行役員	山 路 隆 夫	マーケティング部門 部長	OVAL ENGINEERING INC. 社内理事
取締役兼 執行役員	小 野 治	情報システム室・品 質保証部・資材部・ 認定事業室・製造 部・研究開発部・技 術部・生産技術部担 当 横浜事業所長 検査部門部長	株式会社山梨オーバル 取締役
取締役	加 瀬 豊	—	加瀬公認会計士事務所 代表 株式会社シンシア 監査役
常勤監査役	石 田 慎	—	—
常勤監査役	近 藤 利 明	—	—
監査役	池 田 力	—	株式会社NJS 監査役 東京建物不動産販売株式会社 監査役

- (注)1. 取締役加瀬 豊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、取締役加瀬 豊氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 監査役近藤 利明、池田 力の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。また、監査役池田 力氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役石田 慎氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4. 平成27年6月25日開催の第93期定時株主総会において、加瀬 豊氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
5. 昨岡英之氏は、平成27年6月25日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役6名 (うち社外取締役1名)	65,250千円 (4,590千円)
監査役3名 (うち社外監査役2名)	26,040千円 (15,120千円)

(注)1. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の取締役の支給人員には、平成27年6月25日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

3. 上記の取締役報酬額には、平成28年7月支給予定の役員賞与額が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 加瀬 豊氏

ア. 他の法人等の業務執行者の兼職状況

加瀬公認会計士事務所の代表であります。なお、当社と加瀬公認会計士事務所との間には取引関係はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

株式会社シンシアの非常勤監査役(会社法第2条第16号に定める社外監査役)であります。なお、当社と株式会社シンシアとの間には取引関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成27年6月定時株主総会における取締役就任後、平成28年3月31日の間に開催した取締役会全19回に出席しました。また、当社の重要な会議にも出席し、公認会計士としての専門的な知識や経験を活かし中立・公平な立場から、当社の経営について重要な指摘、意見を述べております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

② 監査役 近藤 利明氏

ア. 他の法人等の業務執行者の兼職状況

兼職はしていません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

兼職はしていません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開催した取締役会全24回に出席しました。また、同期間中に開催の監査役会全13回に出席しました。加えて、企業経営者としての見識も高く、金融に関する造詣も深いため、当社の経営について貴重な指摘、意見を述べております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

③ 監査役 池田 力氏

ア. 他の法人等の業務執行者の兼職状況

兼職はしていません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼職状況

株式会社NJSの非常勤監査役および東京建物不動産販売株式会社の非常勤監査役(両社とも会社法第2条第16号に定める社外監査役)であります。なお、当社と株式会社NJSおよび東京建物不動産販売株式会社との間には取引関係はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

平成27年4月1日から平成28年3月31日の間に開催した取締役会全24回のうち23回に出席しました。また、同期間中に開催の監査役会全13回に出席しました。加えて、企業経営者としての見識も高く、金融に関する造詣も深いため、当社の経営について貴重な指摘、意見を述べております。

エ. 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

至誠清新監査法人

(注) 従来から当社の会計監査人であった至誠監査法人は、平成27年10月1日付で、清新監査法人と合併し、名称を至誠清新監査法人に変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額 27,400千円

(注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

27,400千円

(注) 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制およびその運用状況

当社には、存在理念、経営理念、行動理念によって構成された理念体系があり、存在理念の中の存在意義として、

『オーバルは、オーバルを支え、育てる人々のために存在する』と定めております。

即ち、従業員そしてオーバルのこれまでの成長と将来の更なる発展に係る、お客様、取引先様、株主様、関連会社、ひいては社会の人々の幸せのために存在する存在価値のある企業を目指しています。

この理念達成のために、毎年、会社としての業務指針、品質方針、部門としての運営方針、部署としての業務目標を定めて、業務管理を実施しております。また、C S R行動規範を定めて公正な風土作りに努めており、今後とも社会規範に則り、公明正大な経営に努めます。

1. 「当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

取締役会規則および文書取扱保管規程等に基づき、取締役会の決議事項および報告事項を議事録へ記載および保存、また、稟議規程に基づき稟議決裁書の保存および管理を行い、常に取締役の業務執行に係る情報および執行過程を検証できるようにする。

また、主要な会議・委員会の議事録は電磁的媒体により経営企画室に保管され、取締役および監査役は、経営企画室長に申し出ていつでも閲覧することができる。

【運用状況】

取締役会議事録、稟議決裁書および主要な会議・委員会の議事録は、法令や規程に基づき作成され、取締役および監査役から請求があった場合には、取締役の業務執行に関わる情報や執行過程が検証できるように適切に保管されております。

2. 「当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

(1) 各部門において、今一度潜在化している重要なリスクの抽出を行い、新たに抽出されたリスクに対する防止策を構築する。また、現在把握しているリスクに対するマネジメントが有効かどうか、再度検討する。

【運用状況】

各部門において業務に関連する重要なリスクの抽出と見直しを定期的に行い、防止策を構築しております。

(2) 秘密情報管理規程等に従い、企業秘密の管理を徹底する。また、秘密情報にアクセスできる従業員を制限し、必要最小限とするよう徹底する。

【運用状況】

秘密情報管理規程で機密情報の取扱いと保管について定め、機密情報を知りうる従業員を制限しております。

(3) 定期的に従業員に対し、リスクマネジメントに関する教育および研修を実施する。

【運用状況】

新入社員研修や階層別研修において、リスクマネジメントを含むCSR教育や規程に関する教育を実施しております。また、職長教育において、安全衛生に関する教育を実施しております。

(4) 監査室による内部監査において、各部署におけるリスクマネジメントが十分に行われているか検証を行う。

【運用状況】

監査室は、各部署の業務が規程や作業要領書に基づいて適切に行われているかを検証しております。

3. 「当社の取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われ、かつ法令および定款に適合することを確保するための体制」

(1) 会社は毎年経営に関し「業務指針」と「品質方針」を示し、それらに基づいて各部門部長は「部門運営方針」を制定し、更にそれらに基づいて各部署の課長は「部署別業務目標」を定め、中期経営計画の達成に向けた戦略を実行する。

【運用状況】

中期経営計画に基づき、每期首に、代表取締役社長が業務指針を定め、品質保証担当取締役が品質方針を定めております。制定された業務指針と品質方針に基づき、各部門部長は部門運営方針を制定し、各部署の課長は、部門運営方針を達成するための部署別業務目標を制定しております。各課の課員は部署別業務目標を達成するために個人別業務目標を作成し、各従業員の目標が、中期経営計画達成につながるよう目標管理を行っております。

(2) 月1回以上取締役会を開催し、決議事項に関する討議、業務執行状況の報告を受けることで、取締役会および取締役の他の取締役に対する監視を機能させる。

【運用状況】

原則として毎月2回取締役会を開催し、各取締役および各執行役員は業務執行の進捗報告をし、取締役会での相互監督と業務執行に係る建設的な議論を行っております。

(3) 業務分掌に従い、各部門の分掌に従った業務を責任をもって効率よく遂行する。

【運用状況】

期首に業務分掌を定め、業務分掌に従って各部門の業務は効率よく遂行されております。

(4) 権限統制規程に従い、取締役、執行役員、部門部長、部次長および課長の権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行および同規程に基づく権限委譲による効率よい業務遂行を行う。

【運用状況】

権限統制規程において、職制ごとに権限の範囲を明確にし、当該権限を逸脱しない業務遂行および権限委譲を行い、効率よい業務遂行を行っております。

(5) 「オーバル行動指針」に明記された行動理念、ア.公共性、社会性 イ.社会的責任 ウ.環境保護 エ.公正取引の実施、取引法令の遵守に沿って全取締役、全従業員は行動し、具体的な規範として定めた「オーバル行動指針ハンドブック」を参考にして、業務の中で自然に責任ある行動を取る環境を醸成する。

【運用状況】

全従業員に「オーバル行動指針ハンドブック」を配布し、法令を遵守し、社会的責任のある行動が取れるよう周知しております。

(6) 稟議規程および文書取扱保管規程に従い、従業員の業務遂行に関しても、業務遂行に係る情報および遂行過程を検証できるようにする。

【運用状況】

経営企画室が主管部署となり、稟議決裁手続きを通じて従業員の業務遂行が適切に行われているかを検証しております。

(7) 独立性を保った監査を実施するために監査室を設置し、監査室による内部監査において、各部署における業務の効率性と法令遵守が十分に図られているか監査、検証を行う。

【運用状況】

内部監査は、今期は財務報告に関わる業務プロセスの有効性を重点監査テーマとして定め、監査計画に基づき適切に監査を実施いたしました。

- (8) コンプライアンス相談・通報制度により、万一社内不正又は問題があった場合、従業員の地位を保障し、通報を促すことにより、正確な情報を収集して、トップへ伝達し、その情報を基に対策を講じる。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報制度運用規程を定め、不正または問題があった場合には、子会社を含めた全従業員がコンプライアンス通報窓口に通報できることとしております。通報があった場合には、管理担当取締役および監査役に報告され、コンプライアンス委員会を通じて解決を図っております。

- (9) 反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては、人事総務グループが総括部署となり、所轄の警察署や顧問弁護士との連携を取りながら、毅然とした態度で対応する。

【運用状況】

反社会的勢力との関係を遮断するために、新規の取引契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力ではないことを確認した上で契約締結をしており、また、取引基本契約と同時に覚書を締結し、当社および取引先が共に反社会的勢力ではないことを相互に確認しております。

- (10) 財務報告の適正性・信頼性を確保する体制を構築し、定期的に見直しを行い、最適化を図る。

【運用状況】

財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制整備として、経営企画室および監査室が内部統制の体制整備に関する資料収集や評価を定期的に行っております。

4. 「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」
- (1) 子会社に派遣された取締役および監査役からの報告ないし当社監査室の監査報告により、当社取締役および監査役は子会社取締役の業務執行を監視・監督する。さらに当社監査役は必要に応じて直接子会社監査を行い、当社子会社管理体制および企業集団の内部統制システムが適正に構築・運用されている状況を監視・監督する。

【運用状況】

国内子会社に派遣された取締役および監査役は、取締役会への出席や報告等を通じ、子会社の業務執行を監視・監督しており、当社取締役および監査役に子会社の業務執行状況を随時報告をしております。また、当社監査役は、監査計画に基づき子会社を往査し、適切に子会社を監督いたしました。

(2) 当社は、子会社の損失の危険の管理および経営の効率化を図るために、関係会社の経営管理運営規程を設けており、子会社における重要事項の実施については当社経営企画室の事前承認を、更に重要度の高い事項の実施については当社取締役会の事前承認を得ることを遵守させている。また、報告事項として、中期経営計画の策定や取締役会での審議事項、月次・四半期・年次決算の報告など、子会社の経営や営業に関係する重要事項の報告を確実に行わせている。万が一、重大なクレームや災害に起因する損害など業務上の重大な損害が仮に生じた場合は、当社への報告を徹底させる体制を整えている。

【運用状況】

経営企画室が主管部署となり、関係会社の経営管理運営規程に基づき、子会社から重要な業務執行について適切に報告を受けております。

(3) 当社の監査室による内部監査において、子会社におけるリスクマネジメント、業務の効率化と法令遵守が図られているか、検証を行う。

【運用状況】

監査室は、監査計画に基づき海外子会社2社を対象に監査を実施し、子会社の業務状況を検証いたしました。

5. 「監査役職務を補助すべき使用人に関する事項」

監査役の要請に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。また、上記スタッフは、監査役の指示にのみ従い監査役監査の補助を行う義務を負うものとし、取締役からの独立を保障する。

【運用状況】

監査役の要請に応じて、適宜、監査室が監査役の業務補助を行っております。補助を行った監査室スタッフは、監査役からの指示に忠実に従っております。

6. 「監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

(1) 監査役と代表取締役社長が定期的に会合を持ち、取締役の業務執行の状況、その他会社の状況について率直に意見交換を行う。

【運用状況】

監査役は、年に3回、代表取締役社長と会合を持ち、取締役の業務執行状況や会社の状況について率直な意見交換を行っております。

(2) 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、議事の経過および結果を監査する。また、当社は監査役から出席要求のあった会議には出席の便宜を図る。

【運用状況】

監査役は、取締役会および重要な会議・委員会すべてに出席し、議事の経過・結果を監査いたしました。

(3) 監査役は、必要の都度、対象部署に出向き、取締役および従業員に照会するなどにより、会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行う。また、監査役の監査に、取締役および従業員は協力する。

【運用状況】

監査役は、監査を通じて会社の状況の確認、問題点の抽出、改善勧告を行い、取締役および従業員は監査役からの照会や改善勧告に適切に対応いたしました。

(4) 当社の監査役は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、当社および子会社の監査が実効的に行われる体制を確保している。

【運用状況】

監査役は子会社に派遣された監査役と年に2回の意見交換を実施し、子会社の監査が適切に行われていることを確認しております。

(5) 当社および子会社の取締役および従業員は、会社および関係会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、これを直ちに監査役に報告する。また監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保している。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報窓口に通報があった場合には、監査役に報告されております。また、コンプライアンス相談・通報窓口運用規程を定め、監査役に報告をした者が不利な取扱いを受けないよう適切に運用しております。

(6) 当社はコンプライアンス相談・通報窓口を設置しており、当社および子会社に不正又は問題があった場合には、当社従業員、子会社取締役、同監査役および同従業員が、当社に対して通報する制度を導入しており、当社はコンプライアンス委員会を通じて当該事案の解決を行うほか、不正行為の防止策についても討議を行っており、同委員会には監査役も委員として参加している。また、上記の通報を行った者が、不利な取扱いを受けないことも保障し、相談・通報制度の実効性を確保する。

【運用状況】

コンプライアンス相談・通報窓口に通報があった場合には、コンプライアンス委員会を通じて解決を図り、不正行為防止のための討議・解決を行っております。コンプライアンス委員会は3ヶ月に1度開催され、通報があった場合の通報案件の他、法令遵守に関する事項について検討を行っております。

(7) 監査役は、監査室と連携し、必要に応じて監査の共同実施、情報の共有化を図る。

【運用状況】

監査役は、監査計画に基づき監査室と共同で監査を実施し、また、年4回の情報交換会を通じて情報の共有化を図りました。

(8) 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用および債務の当社負担額について、監査役の請求等に従い円滑に処理し得る体制を整えている。

【運用状況】

監査役の職務の執行で生じる費用については、予算を計上し、事前に監査費用を確保しております。また、生じた費用は監査役の請求に応じ、適切に処理しております。

(注) 本事業報告中の表示単位未満の端数の取扱いは、金額および株式数等については切捨て、比率については小数第二位を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)	(11,965,443)	(流動負債)	(4,662,146)
現金及び預金	3,602,032	支払手形及び買掛金	1,725,656
受取手形及び売掛金	5,955,550	短期借入金	1,457,575
商品及び製品	450,945	リース債務	52,475
仕掛品	320,372	未払法人税等	207,801
原材料及び貯蔵品	1,110,790	賞与引当金	304,096
繰延税金資産	170,960	その他	914,540
その他	357,936	(固定負債)	(3,904,856)
貸倒引当金	△3,146	長期借入金	675,221
(固定資産)	(9,440,139)	リース債務	122,629
有形固定資産	7,617,469	繰延税金負債	217,327
建物及び構築物	1,188,754	再評価に係る繰延税金負債	1,513,700
機械装置及び運搬具	563,211	役員退職慰労引当金	11,136
土地	5,561,685	環境対策引当金	13,384
リース資産	150,235	製品回収関連損失引当金	20,048
その他	153,583	退職給付に係る負債	1,289,601
無形固定資産	164,149	資産除去債務	21,847
リース資産	33,867	その他	19,958
その他	130,282	負債合計	8,567,003
投資その他の資産	1,658,519	純資産の部	
投資有価証券	456,560	(株主資本)	(8,778,817)
長期貸付金	9,771	資本金	2,200,000
繰延税金資産	27,845	資本剰余金	2,124,989
保険積立金	1,087,582	利益剰余金	4,856,760
その他	89,470	自己株式	△402,932
貸倒引当金	△12,710	(その他の包括利益累計額)	(3,629,607)
		その他有価証券評価差額金	84,805
		土地再評価差額金	3,386,928
		為替換算調整勘定	435,248
		退職給付に係る調整累計額	△277,373
		(非支配株主持分)	(430,154)
		純資産合計	12,838,579
資産合計	21,405,582	負債純資産合計	21,405,582

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,089,728
売上原価	8,590,138
売上総利益	4,499,589
販売費及び一般管理費	3,859,010
営業利益	640,578
営業外収益	
受取利息	13,502
受取配当金	11,200
受取賃貸料	11,292
為替差益	60,310
保険返戻金	17,784
その他	33,015
営業外費用	
支払利息	28,767
支持法による投資損失	26,988
貸倒引当金繰入額	1,742
その他	4,173
経常利益	726,011
特別利益	
固定資産売却益	53
関係会社出資金売却益	3,156
損害賠償損失引当金戻入額	16,300
特別損失	
固定資産売却損	178
固定資産除却損	2,320
減損損失	27,428
環境対策引当金繰入額	324
製品回収損失引当金繰入額	68,246
営業所建替関連損失	10,346
税金等調整前当期純利益	636,677
法人税、住民税及び事業税	293,712
法人税等調整額	△27,132
当期純利益	370,098
非支配株主に帰属する当期純利益	22,924
親会社株主に帰属する当期純利益	347,173

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,200,000	2,124,989	4,649,473	△402,924	8,571,538
当 期 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△100,819		△100,819
親会社株主に帰属する当期純利益			347,173		347,173
自己株式の取得				△7	△7
土地再評価差額金の取崩			△31,432		△31,432
連結範囲の変動			△7,635		△7,635
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	207,286	△7	207,278
当 期 末 残 高	2,200,000	2,124,989	4,856,760	△402,932	8,778,817

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 計		
当 期 首 残 高	213,298	3,270,468	550,324	△136,978	3,897,112	443,075	12,911,727
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△100,819
親会社株主に帰属する当期純利益							347,173
自己株式の取得							△7
土地再評価差額金の取崩		31,432			31,432		-
連結範囲の変動							△7,635
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△128,493	85,028	△115,076	△140,395	△298,937	△12,921	△311,858
当期変動額合計	△128,493	116,460	△115,076	△140,395	△267,505	△12,921	△73,148
当 期 末 残 高	84,805	3,386,928	435,248	△277,373	3,629,607	430,154	12,838,579

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社オーバル
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 吉原 浩 ㊟
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中村 優 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オーバルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オーバル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(流動資産)	(8,753,535)	(流動負債)	(3,668,970)
現金及び預取手形	1,970,823	支払手形	286,338
受取掛金	1,220,665	買掛金	1,486,245
商品及び製品	3,772,238	短期借入金	579,040
仕掛品	300,292	リース負債	30,055
材料及び貯蔵品	159,550	未払費用	468,861
原材料及び貯蔵品	846,598	未払法人税等	187,352
前払費用	141,135	未払事業所税	193,022
繰延税金資産	111,355	未払消費税	18,000
長期貸入金	127,589	前払受取金	79,996
未収金	27,295	賞与引当金	76,018
の引当金	15,771	固定負債	19,043
倒引当金	60,247	長期借入金	244,995
	△27	(固定負債)	(3,363,513)
(固定資産)	(9,040,270)	長期借入金	658,600
有形固定資産	6,693,534	長期未払金	16,686
建物及び構築物	732,079	リース負債	64,184
機械及び装置	323,649	繰延税金負債	76,610
車両運搬具	5,492	再評価に係る繰延税金負債	1,513,700
工具、器具及び備品	83,583	退職給付引当金	988,892
土地	5,463,719	役員退職慰労引当金	7,680
一ス資産	60,372	環境対策引当金	13,066
建設仮勘定	24,636	資産除去債務	21,847
無形固定資産	143,685	長期預り敷金	2,245
ソフトウェア	47,084	負債合計	7,032,484
ソフトウェア仮勘定	53,677	純資産の部	
リース資産	33,867	(株主資本)	(7,289,588)
電話加入権	9,055	資本金	2,200,000
投資その他の資産	2,203,050	資本剰余金	2,087,589
関係有価証券	368,659	資本準備金	550,000
関係会社株	259,989	その他資本剰余金	1,537,589
関係会社出資	359,003	利益剰余金	3,404,931
長期貸付金	27,867	利益準備金	11,970
長期積立金	1,074,331	その他利益剰余金	3,392,961
前払年金費用	52,149	配当準備積立金	341,460
の引当金	73,759	固定資産圧縮積立金	263,947
倒引当金	△12,710	別途積立金	1,500,000
		繰越利益剰余金	1,287,554
		自己株式	△402,932
		(評価・換算差額等)	(3,471,733)
		その他有価証券評価差額金	84,805
		土地再評価差額金	3,386,928
資産合計	17,793,805	純資産合計	10,761,321
		負債純資産合計	17,793,805

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,415,685
売上総利益	8,002,305
販売費及び一般管理費	3,413,379
営業外収益	3,038,056
受取利息	375,323
受取配当金	1,682
受取賃料	64,826
為替差益	23,223
その他	36,598
営業外費用	64,562
支払利息	12,179
貸倒引当金繰入	2,600
その他	3,286
経常利益	18,065
特別利益	548,151
関係会社出資売却益	3,156
損害賠償損失引当金戻入額	16,300
特別損失	19,456
固定資産除却損失	1,258
減損損失	27,428
営業所建替関連損失	10,346
当期純利益	39,032
法人税、住民税及び事業税	528,574
法人税等調整額	236,921
当期純利益	△34,100
	325,753

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	2,200,000	550,000	1,537,589	2,087,589
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
固定資産圧縮積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
自己株式の取得				
土地再評価差額金取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	2,200,000	550,000	1,537,589	2,087,589

	株 主 資 本					利益剰余金 合 計
	利 益 剰 余 金					
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
配 当 準 備 積 立 金		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	11,970	341,460	271,645	1,500,000	1,086,353	3,211,429
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△100,819	△100,819
当 期 純 利 益					325,753	325,753
固定資産圧縮積立金の積立			6,455		△6,455	-
固定資産圧縮積立金の取崩			△14,154		14,154	-
自己株式の取得						
土地再評価差額金取崩					△31,432	△31,432
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	△7,698	-	201,201	193,502
当 期 末 残 高	11,970	341,460	263,947	1,500,000	1,287,554	3,404,931

(単位：千円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 有 価 評 差	他 券 証 額	土 再 評 額	地 価 金	
当 期 首 残 高	△402,924	7,096,093	213,298		3,270,468	3,483,766	10,579,859
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△100,819					△100,819
当 期 純 利 益		325,753					325,753
固定資産圧縮積立金の横立		—					—
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
自己株式の取得	△7	△7					△7
土地再評価差額金取崩		△31,432			31,432	31,432	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△128,493	85,028		△43,465	△43,465
当 期 変 動 額 合 計	△7	193,494	△128,493	116,460		△12,033	181,461
当 期 末 残 高	△402,932	7,289,588	84,805		3,386,928	3,471,733	10,761,321

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社オーバル
取締役会 御中

至誠清新監査法人

代表社員 公認会計士 吉原 浩 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中村 優 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オーバルの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第94期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議・委員会等に出席し、さらに、内部監査部門の監査に同席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、監査役監査として本社、横浜事業所他国内9部署及び海外3拠点において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて事業の報告を受け、また重要な子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を至誠清新監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人至誠清新監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

株式会社オーバル 監査役会

常勤監査役	石	田	愼	㊟
常勤監査役（社外監査役）	近	藤	利	明
監査役（社外監査役）	池	田	力	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を継続して実施することを経営の重要施策の一つと認識するとともに、経営基盤の強化と将来の事業展開に備えた財務体質の充実も含め、総合的に利益配分を決定していくことを基本方針としております。

そこで、当期の期末配当金につきましては、今期の業績を踏まえ、1株につき4円といたしたいと存じます。

これにより、年間の配当金は、既にお支払している中間配当金とあわせて1株につき6円（前期より1円増配）となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、発行済株式総数から自己株式を除いた株式数に1株当たりの配当額を掛けて算出したものであり、89,616,828円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下「改正会社法」といいます。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

そこで当社は、監査等委員である取締役が取締役会での議決権を持つことにより、取締役会での監督機能をより一層強化し、また、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役会から取締役に委任することにより、効率的かつ機動的な経営体制の強化を図り、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる充実を目的として、監査等委員会設置会社への移行を決定いたしました。

これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

また、改正会社法の施行により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約の締結を可能にし、今後も継続的に取締役として有用な人材の招聘を行い、その期待される役割を十分に発揮することができるよう現行定款第34条を変更するものであります。責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

さらに、取締役会の決議をもって、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設いたします。

その他、必要な文言や条数の変更等を行うものであります。

なお、本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="250 278 396 303">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="105 343 409 367">第 1 条～第12条 (条文省略)</p> <p data-bbox="228 407 421 432">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="105 471 314 496">第13条 (条文省略)</p> <p data-bbox="105 536 292 561">第14条 (議 長)</p> <p data-bbox="105 568 544 721">株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き社長が、これを招集し、議長となる。社長事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</p> <p data-bbox="105 794 418 819">第15条～第18条 (条文省略)</p> <p data-bbox="155 858 493 883">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="105 923 314 948">第19条 (条文省略)</p> <p data-bbox="105 987 362 1012">第20条 (取締役の員数)</p> <p data-bbox="105 1019 544 1078">当社の取締役は<u>9名以内とし、株主総会でこれを選任する。</u></p>	<p data-bbox="710 278 855 303">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="564 343 891 367">第 1 条～第12条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="687 407 880 432">第 3 章 株主総会</p> <p data-bbox="564 471 796 496">第13条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="564 536 751 561">第14条 (議 長)</p> <p data-bbox="564 568 1003 753">株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>が、これを招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p data-bbox="564 794 902 819">第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="614 858 953 883">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="564 923 796 948">第19条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="564 987 822 1012">第20条 (取締役の員数)</p> <p data-bbox="564 1019 1003 1142"><u>1. 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は7名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の選任方法） （新設）</p> <p>取締役の選任決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役の任期、補欠） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第21条（取締役の選任方法）</p> <p><u>1. 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>2. 取締役の選任決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役の任期、補欠）</p> <p><u>1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって<u>これを</u>選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、業務の都合により、取締役の中から取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</p> <p>第25条（役付取締役の職能）</p> <p>1. 社長は、取締役会の決議に基づき一切の業務を総理する。</p> <p>2. 専務取締役および常務取締役は、社長を補佐して当会社の業務を統括または分掌し、社長事故あるときは、専務取締役または他の取締役が順次その職務を代理する。</p> <p>第26条（取締役会の招集）</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役会長が欠員または事故あるときは、取締役社長がその職務を代行する。</p>	<p>第24条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、業務の都合により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長1名、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選定することができる。</p> <p>第25条（役付取締役の職能）</p> <p>1. <u>取締役社長は、</u>取締役会の決議に基づき一切の業務を総理する。</p> <p>2. 専務取締役および常務取締役は、<u>取締役社長を</u>補佐して当会社の業務を統括または分掌し、<u>取締役社長に</u>事故あるときは、専務取締役または他の取締役が順次その職務を代理する。</p> <p>第26条（取締役会の招集）</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会長が</u>招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会長に</u>欠員または事故あるときは、取締役社長がその職務を代行する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3. 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順位に従い他の取締役がその職務を代行する。 (新設)</p> <p>第27条（取締役会の招集手続）</p> <p>1. 取締役会を招集するときは、各取締役および監査役に対し、会日より5日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役および監査役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>第28条（条文省略）</p> <p>第29条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>3. 取締役社長に事故<u>がある</u>ときは、取締役会においてあらかじめ定められた順位に従い他の取締役がその職務を代行する。</p> <p>4. <u>前三項に関わらず、監査等委員会</u>が選定する<u>監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第27条（取締役会の招集手続）</p> <p>1. 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、会日より5日前にその通知を発する。ただし、緊急の<u>必要がある</u>ときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役会は取締役の全員の同意があるときは招集の手続を経ないで開催することができる。</p> <p>第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（取締役会の決議の省略）</p> <p>当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第30条 (取締役会の議事録) 1. 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (条文省略)</p> <p>第33条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第30条 (重要な業務執行の決定の取締役への委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第31条 (取締役会の議事録) 1. 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置くものとする。</p> <p>第32条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>第33条 (条数繰り下げ、条文は現行どおり)</p> <p>第34条 (取締役の報酬等) <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条（取締役の責任免除） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第35条（監査役および監査役会） 当社は、<u>監査役および監査役会</u>を置く。</p> <p>第36条（監査役の数） <u>当社の監査役は4名以内とし、株主総会でこれを選任する。</u></p> <p>第37条（監査役の選任方法） <u>監査役の選任決議については、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>第38条（監査役の任期、補欠） <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了するものとする。</u></p>	<p>第35条（取締役との責任限定契約） 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>第36条（監査等委員会） 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 補欠によって選任された監査役の任期は前任者の残任期間と同一とする。</u></p> <p>第39条（常勤の監査役） <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第40条（監査役会の招集手続） 1. <u>監査役会を招集するときは、各監査役に対し、会日より5日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第41条（監査役会の決議） <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</u></p>	<p>第37条（常勤の監査等委員） <u>監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第38条（監査等委員会の招集手続） 1. <u>監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、会日より5日前にその通知を発する。ただし、緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員会は監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。</u></p> <p>第39条（監査等委員会の決議） <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第42条（監査役会の議事録）</p> <p>1. <u>監査役会の議事</u>については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査役</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. <u>監査役会の議事録</u>は、10年間本店に備え置くものとする。</p> <p>第43条（監査役会規則）</p> <p><u>監査役会</u>に関する事項は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、<u>監査役会</u>の定める<u>監査役会規則</u>による。</p> <p>第44条（監査役の報酬等）</p> <p><u>監査役の報酬等</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第45条（監査役の責任免除）</p> <p><u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第40条（監査等委員会の議事録）</p> <p>1. <u>監査等委員会の議事</u>については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した<u>監査等委員</u>がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2. <u>監査等委員会の議事録</u>は、10年間本店に備え置くものとする。</p> <p>第41条（監査等委員会規則）</p> <p><u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、<u>監査等委員会</u>の定める<u>監査等委員会規則</u>による。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第46条～第48条（条文省略）</p> <p>第49条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第50条～第52条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条（条数繰り上げ、条文は現行どおり）</p> <p>第45条（会計監査人の報酬等） <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第48条（条数繰り上げ、条文は現行どおり）</p> <p>附則（<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>） <u>第94期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第45条の定めによる。</u></p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員(5名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	たにもと じゅん 谷本 淳 (昭和32年4月7日生)	昭和57年3月 当社入社 平成14年4月 当社技術部門部長 平成14年6月 当社執行役員技術部門部長 平成15年3月 当社執行役員技術本部副本部長、 技術部門部長 平成16年6月 当社取締役兼執行役員技術本部長 平成17年3月 当社取締役兼執行役員技術本部長、 技術部門部長、中国事業本部付 平成20年4月 当社取締役兼執行役員技術本部長、 商品企画部門部長 平成21年10月 当社取締役兼執行役員商品企画部 担当、NFSエンジニアリング本部長、 新事業推進部門部長、システム 開発部門部長 平成22年4月 当社取締役兼執行役員経営企画室 管掌、商品企画部担当、新事業推 進部門部長 平成23年6月 当社代表取締役社長技術本部管掌、 商品企画部・新事業推進部担当 平成23年10月 当社代表取締役社長経営企画室管 掌、監査室担当 平成24年6月 当社代表取締役社長監査室・経営 企画室担当(現任)	123,800株
<p>【選任理由】 同氏は、昭和57年に当社入社後、技術部門での技術開発に携わり、平成21年には新事業推進部門部長として新規市場開拓においてリーダーシップを発揮してまいりました。平成23年に代表取締役社長に就任以降は、経営陣トップとして優れた先見性に基づく経営諸戦略の立案やリーダーシップを存分に発揮してまいりました。同氏の豊富な業務経験・実績・見識は、今後の当社の企業価値の向上と中長期的成長のために必要不可欠であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	おくの たもつ 奥野保 (昭和24年1月2日生)	昭和46年3月 当社入社 平成9年3月 当社人事総務部長 平成12年6月 当社執行役員管理部長、経営企画室長 平成16年6月 当社取締役兼執行役員中国事業推進本部長 平成19年4月 当社取締役兼執行役員国際戦略室管掌、営業本部付、中国室長 平成22年4月 当社取締役兼執行役員NFSエンジニアリング本部長、中国事業推進室長 平成25年4月 当社取締役兼常務執行役員品質保証部・検査部・購買部・認定事業室・サービス部・システムエンジニアリング部・製造部・研究開発部・技術部・生産技術部担当、横浜事業所長 平成27年6月 当社取締役兼常務執行役員管理部・東日本営業部・西日本営業部・国際営業部・プラント営業部・サービス部・システムエンジニアリング部担当、中国事業推進室長 平成28年4月 当社取締役兼常務執行役員管理部・東日本営業部・西日本営業部・国際営業部・サービス部・システムエンジニアリング部担当、中国事業推進室長（現任）	81,500株
<p>【選任理由】 同氏は、昭和46年に当社入社後、営業に携わった後に、管理部長、経営企画室長を経て、平成16年には中国事業推進本部長に就任し、中国事業の推進においてリーダーシップを発揮してまいりました。多くの部門での豊富な業務経験をもとに、ここ数年は多部門の担当取締役として各部門を統括し、当社の成長に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な業務経験・実績・見識は、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
3	やまじ たかお 山 路 隆 夫 (昭和25年9月8日生)	昭和49年3月 当社入社 平成17年3月 当社国内営業部長、大阪営業所長 平成19年4月 当社国内営業部長、商品企画部門 部長、大阪営業所長 平成20年4月 当社環境エネルギー営業部門部長 平成20年6月 当社執行役員営業本部長、環境 エネルギー営業部門部長 平成20年9月 当社執行役員営業本部長、環境エ ネルギー営業部門部長、中部営業 所長 平成21年10月 当社執行役員国内営業部門部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 長、国内営業部門部長 平成23年10月 当社取締役兼執行役員商品企画 部・新事業推進部担当、営業本部長、 国内営業部門部長 平成24年4月 当社取締役兼執行役員商品企画部 担当、営業本部長、国内営業部門 部長 平成25年4月 当社取締役兼執行役員営業企画管 理部・東日本営業部・西日本営業 部・国際営業部・プラント営業部 担当、マーケティング部門部長 平成26年6月 当社取締役兼執行役員マーケティ ング部門部長 (現任) (OVAL ENGINEERING INC. 社内理事)	36,200株
<p>【選任理由】 同氏は、昭和49年に当社入社後、長年営業に携わり、平成17年に営業部長就任以降、営業部門を統括してまいりました。長年の豊富な営業経験をもとに、商品企画・新事業推進・マーケティングの責任者として、新製品の開発企画や新規市場の開拓を統括し、当社の成長に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な業務経験・実績・見識は、取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	おの おさむ 小野 治 (昭和27年9月4日生)	昭和51年3月 当社入社 平成17年3月 当社品質保証部門部長、認定事業室長 平成21年10月 当社品質保証部門部長 平成22年10月 当社品質保証部門部長、技術部門部長、認定事業室長 平成23年6月 当社執行役員横浜事業所副事業所長、製造本部長、認定事業室長 平成25年6月 当社取締役兼執行役員購買部・認定事業室・製造部担当、横浜事業所長、検査部門部長 平成27年6月 当社取締役兼執行役員情報システム室・品質保証部・資材部・認定事業室・製造部・研究開発部・技術部・生産技術部担当、横浜事業所長、検査部門部長 平成28年4月 当社取締役兼執行役員情報システム室・品質保証部・資材部・認定事業室・製造部・研究開発部・技術部・生産技術部担当、横浜事業所長、横浜総務部門部長、検査部門部長（現任） （株式会社山梨オーバル 取締役）	24,500株
<p>【選任理由】 同氏は、昭和51年に当社入社後、長年技術部門での技術開発に携わり、平成17年には品質保証部門部長・認定事業室長として、製品の品質や精度保証における専門的知識と豊富な業務経験を積んでまいりました。これらの専門的知識や豊富な業務経験をもとに、製品の製造工程に関わる部門を統括し、当社の成長に貢献してまいりました。同氏のこれまでの豊富な業務経験・実績・見識は、取締役として適任であると判断し、選任を願います。</p>			

- (注)1. 当社と株式会社山梨オーバルおよびOVAL ENGINEERING INC.との間には、製品の売買等の取引関係があります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	※ こんどう としあき 近藤利明 (昭和27年4月27日生)	昭和51年7月 安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 昭和61年4月 同社町田支社厚木第一営業所長 平成元年9月 同社新宿支社早稲田営業所長 平成5年4月 同社梅田支社直轄営業部長 平成9年4月 同社仙台支社仙台東統括営業部長 平成12年4月 同社盛岡支社長 平成15年4月 同社千葉南支社長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社千葉南支社長 平成19年4月 同社理事・岩手南支社長 平成22年4月 明治安田ビルマネジメント株式会社専務取締役 平成24年4月 エムワイ総合企画株式会社代表取締役社長 平成26年4月 同社取締役 平成26年6月 同社取締役退任 平成26年6月 当社常勤監査役(現任)	2,300株
<p>【選任理由】 同氏は、金融機関での豊かな営業経験と金融に関する深い造詣を有し、当社経営の意思決定過程において的確な指摘で当社経営に貢献しております。また、企業経営者としての経験と見識も高く、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	＊ かせ ゆたか 加瀬 豊 (昭和47年5月17日生)	平成 8 年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)入所 平成12年 4 月 公認会計士登録 平成18年 6 月 同法人退所 平成18年 7 月 加瀬公認会計士事務所代表 (現任) 平成27年 6 月 当社社外取締役 (現任) 平成28年 3 月 株式会社シンシア非常勤監査役 (現任)	1,100株
<p>【選任理由】 同氏は、公認会計士としての専門的な知識と経験を有し、当社経営の意思決定過程において的確な判断と指摘で当社経営に貢献しております。また、これまで社外取締役として中立・公平な立場で当社経営を監督しており、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	＊ ながの かずお 長野 和郎 (昭和27年8月7日生)	昭和50年 4 月 株式会社富士銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行 平成 元 年 8 月 同行市場営業部次長 平成 3 年 5 月 同行資金証券営業部次長 平成 4 年 1 月 同行本店営業第二部次長 平成 6 年 3 月 同行証券部 駐 Fuji International Finance PLC(ロンドン) 出向参事役 平成10年 8 月 同行アセットマネジメント部長 平成14年 4 月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現株式会社みずほ銀行) 大手町営業第五部長 平成16年 4 月 同行執行役員大手町営業第五部長 平成16年 6 月 同行執行役員営業第十七部長 平成17年10月 株式会社みずほプライベートウェルスマネジメント取締役副社長 平成21年 3 月 同社取締役副社長退任 平成21年 4 月 日油株式会社理事 平成21年 6 月 同社取締役兼執行役員 平成23年 6 月 同社取締役兼常務執行役員(現任)	0株
<p>【選任理由】 同氏は、金融機関での豊かな営業経験と金融に関する深い造詣ならびに国際経験を有しております。また、金融機関や製造業における企業経営者としての経験や見識も高く、監査等委員である取締役として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注)1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
 3. 近藤 利明氏、加瀬 豊氏、長野 和郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 近藤 利明氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結のときをもって、2年となります。
 5. 加瀬 豊氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結のときをもって、1年となります。
 6. 長野 和郎氏は、平成28年6月29日に開催予定の定時株主総会の終結のときをもって、日油株式会社の取締役兼常務執行役員を退任する予定であります。
 7. 近藤 利明氏、加瀬 豊氏、長野 和郎氏が選任された場合、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、会社法第427条第1項および定款第35条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月29日開催の第84期定時株主総会において年額1億2,000万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬等の額に関する定めを代えて、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の役員賞与を含む報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億2,000万円以内と定めること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は4名となります。

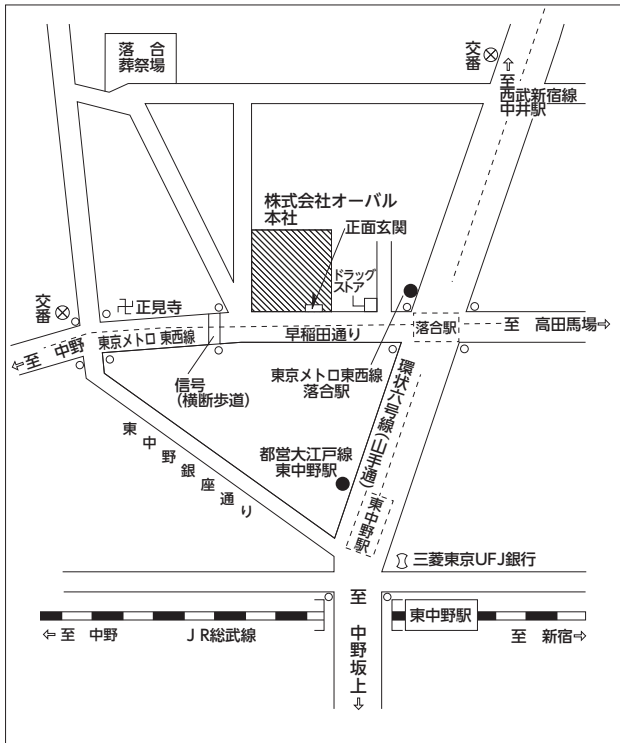
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、職務と責任を考慮して、年額4,000万円以内と定めること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役は3名となります。

以上

株主総会会場ご案内図



1. 会場：東京都新宿区上落合三丁目10番8号
当社社会議室
2. 交通機関等
 - ① JR総武線、東中野駅下車、徒歩8分程度
 - ② 都営地下鉄大江戸線、東中野駅下車、A 2番出口より徒歩6分程度
 - ③ 東京メトロ東西線、落合駅下車、中野寄り2a番出口より徒歩1分程度
 - ④ 駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。